

# 【 会 議 録 】（概要）

日時：令和4年（2022年）8月1日（月）午後2時～3時30分

会議名	令和4年度越第1回越谷市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	場所	越谷市中央市民会館4階第17・18会議室
件名/議題	【令和4年度第1回会議】 1 開会 2 議題 【報告事項】 (1) 第3次越谷市地域福祉計画の進捗状況について (2) 重層的支援体制整備事業の実施について (3) ケアラー支援条例（仮称）の制定に向けて 3 その他 4 閉会		会議資料 (■有 □無)
出席者	出席委員（13名） 森分科会長、新美副分科会長、大武委員、関根委員、齊藤委員、深野委員、宮園委員、深井委員、清水委員、高島委員、福島委員、松下委員、根岸委員 欠席委員（4名） 高野委員、戸巻委員、桑原委員、中村委員 事務局（10名） 中井地域共生部長、渡辺地域共生部副部長（兼）介護保険課長、関地域共生推進課長、小林地域包括ケア課長 地域共生推進課：齋藤調整幹、内田副課長、星主査、小松原主事、富松主事 地域包括ケア課：相田調整幹 傍聴人 なし		
内容	別紙 会議録（要旨）のとおり		
【合意・決定事項等】 議題（1）第3次越谷市地域福祉計画の進捗状況について ・会議での意見を踏まえ最終的な報告書を作成することとした。 議題（2）重層的支援体制整備事業の実施について ・会議での意見を踏まえ事務を進めることとした。 議題（3）ケアラー支援条例（仮称）の制定に向けて ・今後も当審議会でご意見をいただくこととした。 その他 ・第2回会議については、11月頃に開催することとした。			

# 会議録（要旨）

## 1 開 会（午後2時00分）

- ・森分科会長から挨拶。
- ・越谷市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員総数17名のうち13名が出席しているため、会議が成立することを報告。

## 2 議 題

- ・議事については、同条例第6条第2項の規定により、森分科会長が議長となり進行。
- ・はじめに、同条例施行規則第5条の規定により、原則公開の旨を説明し、傍聴人の有無を確認。傍聴人なしのため、そのまま議事を進める。

### 【報告事項】議題（1）第3次越谷市地域福祉計画の進捗状況について

資料1に基づき、事務局から説明を行った後、質疑応答を行う。

#### 《質疑・意見》

##### 【委員】

資料1 15ページの評価指標「セーフティーネット住宅登録戸数」について、登録された2,062戸のうちどれくらいが活用されているか。

##### 【事務局】

セーフティーネット住宅の活用状況までは把握できていない。

##### 【委員】

資料1 13ページの評価指標「福祉施設・事業所への集団指導の出席状況」について、数値がパーセンテージで示されているが、何に対しての割合かが記載されていないため分かりにくい。出席数などで示してもらえないか。

##### 【事務局】

ご指摘の指標は、高齢者や障がい者、児童などの施設・事業所全体に対する集団指導について、どれぐらいの施設等が出席しているかという割合であるが、新型コロナウイルス拡大防止の観点から、対面による説明会ではなく、ホームページに資料を掲載し、それを確認した施設等の割合を指標値としている。

実際に資料を確認した施設等の数も把握しているが、これらは、どんどん増えている状況があり、出席数では経年での比較もしにくいいため、割合を指標値として設定している。

##### 【議長】

今回の意見を踏まえ、報告書をまとめるようお願いします。

### 【報告事項】（2）重層的支援体制整備事業の実施について

資料2・参考1・参考2に基づき、事務局から説明を行った後、質疑応答を行う。

#### 《質疑・意見》

##### 【議長】

前回の会議で、重層的支援体制整備事業（以下、「重層」という。）の実施計画についてご協議いただき、いよいよ7月から本格始動となった。

市と社会福祉協議会との協働で実施するということが、社会福祉協議会選出の委員から役割などについて説明いただきたい。

【委員】

本年4月から市の委託事業として進めてきた。当会としては、以前より受託している生活支援体制整備事業との連携等も含め、重層の実施内容を模索しながら、市とともに取り組んでいきたいと考えている。

【委員】

資料2 3ページにある相談支援機関向けの説明会には何名が参加したのか。

【事務局】

この説明会は、資料2 2ページ上段の包括的相談支援事業に位置付けられた機関を対象に開催し、3月の第1回、5月の第2回ともに、30名程度の方にご参加いただいた。

【委員】

参考1 8ページのアウトリーチ事業、9ページの多機関協働事業では、それぞれ支援機関に「社会福祉協議会が配置するCSW」とあるが、CSWは個人の役割であり、機関とは意味が異なると思う。

また、それぞれのケースについて、解決するまで継続的に支援を行うとなると、かなり多くの時間が必要となり、そうしたケースが積み重なると、CSWの人数を増やす必要があるのではないか。そこで、市が育成を行っている市民後見人にも、この重層に協力いただければ、支援も行き届くのではないかと考える。

【事務局】

資料では、分かりやすくするため、あえて「CSW」と表記したが、ご指摘のとおり支援機関の掲載欄ため、正しくは「社会福祉協議会」になると思う。

また、重層は様々なケースを取り扱う事業であるため、状況に応じて市民後見人の方との連携についても検討していきたい。

【委員】

アウトリーチ事業について、対象となるケースや課題、どのような支援を行うかなど、具体的にはどのような内容を想定しているか。

【事務局】

重層におけるアウトリーチについては、まだ事例はないが、参考1の8ページにあるように、ひきこもり状態で長期にわたり支援が必要な方などが対象になると考えており、支援の方法としては、まずは本人にお会いするため、自宅に訪問したり、手紙をポストイングしたり、ということをやっていきたくて想定している。

また、重層については、生活支援体制整備事業を担当し、地域に精通している社会福祉協議会の職員が関わっていることから、地域とも連携を図りながら、様々な福祉課題の解決に向けて強く取り組んでいきたい。

【委員】

私の地域にも事例に当てはまる方がおり、80代の高齢のご両親と引きこもりのお子さん1人の3人世帯で、一切社会とのつながりがない。昼夜逆転の生活をしており、何回会いに行っても会えない。こうした方たちの支援はとても大変と感じる。事業の内容はとてもすばらしいが、引きこもりといっても、若い方から高齢者まで幅広い年代の方がおり、実際に担当する職員は大変だと思う。

【委員】

きれいな言葉やイメージでいくら語っても、実際にどう取り組むのかが大切である。言葉だけにならないように取り組んでいただきたい。

(休憩) 午後2時50分～午後2時55分

### 【報告事項】(3) ケアラー支援条例(仮称)の制定について

資料3に基づき、事務局から説明を行った後、質疑応答を行う。

## 《質疑・意見》

### 【議長】

ケアラー支援条例の制定に向けて、今後この分科会で意見を求めていくということか。

### 【事務局】

本分科会でご意見をいただきながら、条例制定に向けて取り組んでいきたいと考えている。

### 【委員】

最近、自治会に入らない方が多く、年々加入率も低くなっていると伺っている。自治会に入っていれば、市の広報や県民だよりなど行政の情報が届くが、自治会に入っていないと、福祉の情報やこれから取り組むケアラーの情報なども届かないと思う。また、近隣の自治会でも孤独死が年に一、二回は必ず発生しているが、自治会に入っていれば、回覧が止まったときなどに「会長さん、どこどこで回覧が止まっていますよ。」と情報が入ってきて、未然に防ぐことにもつながる。

私は民生委員・児童委員もやっており、不登校の問題や子ども食堂など、様々な場面で行政との連携が必要となるが、支援が必要な方に情報が届き、自治会や周辺の方に支援を求めることができれば、支援の充実にもつながると思う。

支援を求める方々にどのように情報を届けるのか、ぜひ行政には考えていただきたい。

### 【事務局】

自治会の加入率低下については、重く受け止めている。

自治会に入っていない方への支援については、例えば、高齢者については、ガスや電気のメーターが回っていないければ検針の方が異変に気づき対応するなどの様々な見守りのネットワークがすでにある。こうした既存のネットワークを活用しながら、重層においても支援を必要とする方を把握するための取組に努め、審議会のご意見もいただきながら、支援の充実にも努めていきたいと考えている。

### 【委員】

自治体・行政間の課題として、個人情報の問題もある。

今後、行政がヤングケアラーの調査を行うとのことであったが、結果を自治会に共有いただければ支援にもつながると思うが、個人情報の問題もあり、地域にはなかなか共有されない。

自治会長などに情報を共有いただけるような仕組みがあると、支援につながりやすくなると思う。

### 【事務局】

重層は、支援を必要とする方本人の同意をいただきプラン作成等を行うものであるが、そうした情報については、共有できる仕組みも構築できればいいと考えている。

### 【委員】

自治会の加入率については、大沢地区などの昔から住民が住んでいる地区では加入率は高いが、新しく開発があった地区では低い状況がある。これは、自治会に入るメリットを感じていないからだと思う。ケアラー支援を例にとると、自治会に入れば、ケアが必要な子どもやその親にとって必要な情報を受け取りやすくなるし、地域の方にも相談しやすくなるなどのメリットを感じてもらえれば加入する人も増えると思う。

また、情報共有については、「行政からもっと色々な情報を提供いただければ、自治会内でPRができるのに。」といった話を自治会でもしている。現状のままでは、一生懸命行政の担当者が頑張っても、自治会などでは表面的な内容しか把握できず、地域の中でも説明ができないし、支援を求める方の相談も受けることができないと思う。必要な情報を地域にも浸透できるような方法について検討いただきたい。

### 【議長】

自治会は、地域の助け合いの根源的な側面がある一方で、加入率が低くなっているなどの課題がある。最近では、子どもや子育て世帯を支援する団体もあるので、自治会も含め、そうした様々なネットワークによる支援体制づくりということも考えていかなくてははいけない。

この課題は、非常に大事な問題なので、皆さんと色々意見交換できればいいと思っている。

【委員】

「介護者の会」という家族の介護を行う人同士が情報交換を行う場がある。老老介護の方など同じ介護の悩みを話し合うだけでも気持ちが楽になる。越谷市でも、社協が月1回、中央市民会館で開催している。

もっと来てくれる人が増えればいいが、なかなかこうした取組を知る機会がない状況がある。

【議長】

ボランティアでやっている小さい組織はたくさんあると思うので、福祉SOSゲームなどを通じて、そうした社会資源の掘り起こしなどを行うのもいいのではないかと思う。

【委員】

今日皆さんの話を伺い、越谷市もいろいろな団体やネットワークがあるのだなと思った。伝統的に組織された自治会やボランティアな歴史に加えて、新しい取組が重層的につながっていくと、編み目のような支援になるのではないかと思う。

また、議題(1)の地域福祉計画の進捗報告書と重層がもう少しリンクしてもいいかなと感じた。例えば、セーフティーネット住宅については、国土交通省の居住支援として実施されていると認識しているが、これは単に住宅を貸すだけではなく、配慮が必要な方への居住支援も行うという制度だと思う。自治体においても、実際に住宅をお貸しする不動産業の皆さんを福祉に取り込むなど、色々な施策がリンクしながら取り組んでいけるといいと思う。

自治体や様々な素晴らしいボランティアな活動などをつなげ、重層的に取り組んでいくことが大事だと思った。

【委員】

3点伺いたい。

1点目は、ケアラーの問題について。これは大きな福祉課題だと思っているが、ケアラー支援については重層の中でも取り組んでいくのか。

2点目は、ケアラー支援条例について。この条例は理念条例として制定するのか。また、条例の実効性をどのように担保するのか。

3点目は、ヤングケアラーについて。小中学生は比較的教育委員会と連携しやすいと思うが、高校生、大学生になると私生活の把握などは難しくなると思う。高校生、大学生に対する把握や支援については、どのように取り組んでいくのか。

【事務局】

1点目のケアラー支援と重層との連携については、重層は複合的な課題を抱える方や世帯が対象となるため、条件が合致すれば連携することはあり得ると考えている。

2点目のケアラー支援条例の実効性の担保については、条例の策定と併せ、具体的にどのような施策・事業に取り組んでいくかについては、今後、基本方針や実施計画などを定めて検討していくことになると考えている。

3点目のヤングケアラーについては、ご指摘のとおり、高校生以上については市では把握が難しいため、県とも連携を図りながら、アプローチの方法などについて検討していきたい。

なお、一般的な定義として、ヤングケアラーは「18歳未満の子ども」とされているため、高校生までが対象になると考えている。

【委員】

2点目のケアラー支援条例については、理念条例はつくるのが大きな目的になってしまう場合があるので、実効性の担保については、具体的な計画を策定するなど意識していただきたい。

3点目のヤングケアラーについては、「18歳未満の子ども」という定義はあれど、18歳以上の方を救うためには、ケアラー条例により横断的に連携していくことが重要であり、そうした観点での取組について伺いたい。

【事務局】

ケアラー支援条例の実効性確保については、例えば、さいたま市では、条例の中に具体的な施策などを盛り込んでいるが、国の法制の状況等により条例を改正する必要が生じることなどを考慮すると、臨機応変に対応するためには、条例とは別に方針を定めることを検討している。

次に、18歳以上も含めたケアラー全体の対応については、本市のケアラー支援条例はヤングケアラーに特化しない全世代対象型の条例とすることを検討しており、広い視点でケアラー支援に力を入れていきたいと考えている。

### 3 その他

- ・事務局からの事務連絡として、報酬の支払い、会議録の送付、次回の会議を11月頃に予定している旨説明を行う。

### 4 閉 会

- ・新美副分科会長から閉会の挨拶

(閉 会) 午後3時30分